

A T Mにおける現金出金 および 振込限度額変更のご案内

はましん I Cキャッシュカードの発行に併せ、キャッシュカードによる
1日あたりのご利用限度額を以下のとおり変更させていただきます。
何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

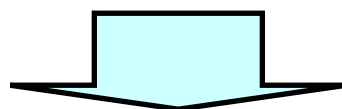
変更日 平成18年10月16日(月) ご契約分より

《1日あたりのご利用限度額》

＜現行＞

現金出金	100万円
振込	200万円

＜変更後＞



1. I Cキャッシュカード

	I Cチップ	磁気ストライプ
現金出金	100万円	20万円
振込	200万円	50万円

2. 磁気キャッシュカード

現金出金	20万円
振込	50万円

ただし、平成18年10月15日
以前ご契約のキャッシュカードに
ついては、現状の限度額が継続し
て適用されます。

- I Cチップ限度額には磁気ストライプ限度額を含みます。
- ご利用金額には、他金融機関、およびデビットカードのご利用金額を含みます。
- A T M利用手数料は、ご利用金額に含みません。

《限度額変更手続》

- I Cキャッシュカードの I Cチップの現金出金および振込限度額は、それぞれ500万円の範囲で変更できます。
- I Cキャッシュカードの磁気ストライプ、および磁気キャッシュカードの現金出金および振込限度額は、それぞれ100万円の範囲で変更できます。
- I Cキャッシュカードの磁気ストライプ、および磁気キャッシュカードの現金出金限度額の引下げは、A T Mにて行うことができますが、その他の限度額の引上げ、引下げの手続きについては、取引店窓口にて「免許証等の本人確認資料」と「お届印」をご持参のうえ手続願います。

浜松信用金庫